

平成30年度 第1回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律21条第1項による
2. 日 時 平成30年4月10日 午後1時30分
3. 場 所 ろくじ館会議室
4. 議 題 議案第1号 農地法第3条許可申請書審議について
議案第2号 農地法第4条許可申請書審議について
議案第3号 農地法第5条許可申請書審議について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について
(諮問)
議案第5号 甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)について
議案第6号 農地法第3条許可の取り下げについて
5. そ の 他
6. 出席委員
農業委員
1 番 藤田 日出夫 2 番 島津 和徳 3 番 平井 豪
4 番 福永 浩紀 5 番 野口 清綱 6 番 宮川 安明
7 番 田上 紀世美 8 番 志垣 保博 9 番 井芹 康雄
10 番 佐藤 礼治 11 番 奥村 大助 12 番 五嶋 靖
13 番 岡本 篤幸 14 番 坂本 秀孝
農地利用最適化推進委員
山下 佳人利 井上 良治 田上 安幸 河嶋 隆雄
田上 康則 本郷 博行 山形 學 松本 茂
本田 廣正 東 功
7. 欠席委員
なし
8. 議事録署名人

1 1 番 奥村 大助

1 2 番 五嶋 靖

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 岡本 幹春

事務局職員 本田 裕一郎、中島 健智、片山 祥子

会 議

1. 開 会

事務局長 それでは、皆様、こんにちは。定刻になりましたので総会を始めたいと思います。まずは、総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は14名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、会議は成立することを御報告いたします。それでは、ただいまから平成30年度の第1回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。まず初めに●●会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、改めましてこんにちは。本日は、30年度第1回の定例会を開催いたしましたところ、お忙しい中にお集まりいただきましてありがとうございます。

いよいよ30年度が始まりましたが、私どもの任期の最後の年でもございますので1年間きちんとした形で進めていきたいと思っております。皆様方の協力をお願いしたいと考えております。

また先月、●●さんの辞職に伴いまして、今、公募をかけておりますが、この件に関しましては5月の定例会に上げさせていただいて、皆様方の御承認を得たいと思っております。

それから、皆様方に農地利用最適化交付金を追加報酬として今日お渡しする予定にしております。これにつきましては、国から皆様の集積や耕作放棄地解消のために活動された上乗せ分の報酬でございます。

この活動につきましては、いろいろ難しい点もあるかと思っておりますけども、やるべきことをきちんとやっていきたいと思っております。

特に最適化推進委員さん方には、1年間非常に苦勞をかける部分もあるかと思っておりますがよろしく申し上げます。

今日は、1号議案から6号議案まで予定させていただいておりますので、最後まで慎重審議をよろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。それでは、議事録署名委員の指名をいたします。

会 長 本日は、●番委員の●●委員と●番委員の●●委員、をお願いをいたします。

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、会議規則第

4条の規程に基づき、会長にお願いをいたします。

会 長 それでは早速ですが、議案審議に入りたいと思います。議案第1号「農地法第3条許可申請書審議について」を議題といたします。説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、資料の1ページをお願いいたします。

議案第1号「農地法第3条許可申請書審議について」、農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。

平成30年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名でございます。

以上です。

会 長 それでは、審議に入りたいと思います。2ページをお願いします。議案第1号の番号1番につきまして、●番委員の●●委員から説明をお願いいたします。

●番 ●番委員の●●です。それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議調書番号1について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 申請土地の位置の事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは説明いたします。地図につきましては3ページに添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。画面の上のところに、●●がございます。

●●から●●を過ぎて●●を進んでいただきますと、●●を過ぎた後のこちらの2筆、それから、●●を●●のほうに進んでいただきまして、●●の手前から坂の上へ上っていただきました、こちらの1筆となっております。計3筆です。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、●委員から農地の所有権移転(無償)について、農地法上の問題がないかの説明をお願いいたします。

●番 ●番委員の●●です。それでは、農地の所有権移転(無償)について、農地法上の問題がないか説明いたします。

今回の申請は、譲渡人である●●さんと●●さんが相続で農地を取得されましたが、農地の管理ができなため、いとこの●●さんへ農地を無償で贈与するための申請です。

契約の種類としましては、所有権移転(無償)です。移動の理由としましては贈与のためです。申請された内容を農地法上に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター、動力噴霧器、刈払機等を所有しており、全ての農地を有効的に利用される計画ですので、問題ないと思われま。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われま

す。⑤については、取得後の耕作面積が7,961平方メートルで、下限面積をクリアしています。

⑥については該当しません。

⑦については問題ないと思われま

す。以上、説明を終わります。

会長 はい。現地調査を行ってありますので、●番委員の●●委員から説明をお願いいたします。

●番 ●番委員の●●です。先月の3月27日に会長、●●委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は●●橋から●●台地に向かう●●付近にある農地2筆と、●●の先から●●台地に向かうところにある農地1筆です。

申請者である●●さんは、現在、米を主体に農業を頑張っておられます。今回の申請地には、米、野菜の栽培を計画されており、周囲の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会長 ただいま、●番の●●委員から現地調査の報告。また、●番の●●委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

それでは、ないようですので採決を行いません。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番につきましては、原案どおり許可することと決定をいたします。

続きまして、番号2番について審議を行いたいと思います。これも続きまして、●番委員の●●委員より説明をお願いいたします。

●番 ●番委員の●●です。それでは、番号2番について説明いたします。(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上で説明を終わります。

会長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局をお願いいたします。

事務局 それでは説明いたします。地図を4ページに添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。まず、画面の右側に●●が走っております。それから画面の

中央に●●が走っております。こちら●●を●●のほうに進んでいただきまして、こちら●●さんの向かい側にある、こちらの1筆となっております。

場所の説明は以上です。

会 長 続きます、●番委員の●●委員から農地の所有権移転（有償）について農地法上の問題がないか、説明をお願いいたします。

●番 ●番委員の●●です。それでは、農地の所有権移転（有償）について農地法上の問題がないか、説明いたします。譲受人である●●さんは、●●集落で●●の栽培を行われています。今回の申請農地については長年小作をされていましたが、譲渡人である●●さんが相続された農地の管理ができないため今回の所有権移転に至りました。契約の種類としましては、所有権移転（有償）です。移動の理由としましては、経営規模拡大。申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明いたします。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター、動力噴霧器、管理機等を所有しており、全ての農地を有効的に利用される計画ですので、問題ないと思われま。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度となっており、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われま。

⑤については、取得後の耕作面積が1万4,926.59平方メートルで、下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われま。

以上、説明を終わります。

会 長 これも現地調査を行ってありますので、●番委員の●●委員から説明をお願いいたします。

●番 ●番委員の●●です。先月の3月21日に会長、●●委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。今回申請されている農地は、●●集落から●●集落に向かう●●のところにある農地1筆です。申請者である●●さんは、●●集落で●●を行ってられます。今回の申請される農地には●●の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま、●番委員の●●委員から現地調査の報告、また、●番委員の●●委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。

質問はないようでございます。それでは、採決を行います。許可することに賛成

の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。よって番号2番については、原案どおり許可することと決定いたします。

続きまして、番号3番につきまして、●番委員の●●委員から説明をお願いいたします。

●番 ●番委員の●●です。それでは、番号3番について説明いたします。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 それでは説明いたします。地図につきましては5ページに添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。まず、画面の左側の●●がございまして、画面の中央に●●が走っております。今回の場所は、こちらに●●がその下に流れているんですけれども、●●と●●の間にあります、こちらの1筆となっております。
場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、●●委員から農地の所有権移転(有償)について、農地法上の問題ないかの説明をお願いいたします。

●番 ●番委員の●●です。それでは、今回の申請である所有権移転(有償)について農地法上の問題がないか、説明いたします。

今回の申請は、譲渡人である●●さんが農地の管理ができないために、隣接者の●●さんに所有権移転の相談をされたところ、お互いの合意が得られたので、今回の申請になったところです。契約の種類としましては、所有権移転(有償)です。移動の理由としては、経営規模拡大です。申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明いたします。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、管理機、動力噴霧器、刈払機等を所有しており、全ての農地を効率的に利用される計画ですので、問題はないと思われまして。

③については、該当しません。

④につきましては、本人の従事日数は300日程度となっており、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われまして。

⑤については、取得後の耕作面積が6,826平方メートルで、下限面積をクリアします。

⑥につきましては該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行ってありますので、●番の●●委員から説明をお願いいたします。

●番 ●●番委員の●●です。先月の3月27日に会長、●●委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。今回申請されている農地は、●●地区にある●●の堤付近にある農地1筆です。この申請農地には柿の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ●●委員から現地調査の報告。また、●●委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないとの説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。

それでは、採決を行います。許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。
(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番につきましては、原案どおり許可することと決定いたします。

続きまして、番号4番について審議したいと思います。●番委員の●●委員より説明をお願いいたします。

●番 ●●番委員の●●です。それでは、番号4番について説明いたします。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 申請土地の位置の説明を事務局をお願いいたします。

事務局 それでは説明いたします。地図につきましては、6ページに添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。まず、画面の真ん中に●●が走っております。

こちらからの●●に入ってくださいまして、こちらの1筆となっております。

今回の申請地はこちらの1筆となっております。

以上です。

会 長 続きまして、●●委員から農地の所有権移転（有償）について、農地法上の問題がないかの説明をお願いいたします。

●番 ●●番委員の●●です。それでは、今回の申請である所有権移転（有償）について農地法上の問題がないか、説明をいたします。今回の申請は、後の農地法5条申請で審議していただきますが、譲受人である●●さんが個人住宅を建設するために、譲渡人である●●さんから農地を譲り受けるものですが、●●さんは農家でないので、500平方メートルしか購入できないため、残りの農地76平方メートルを●●さんが家庭菜園として購入するものです。契約の種類としましては、所有権移転（有償）

です。移動の理由としましては、5条の申請の残地として移転するものです。申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター、コンバイン、田植え機、管理機等を所有しており、全ての農地を効率的に使用する計画ですので、問題はないと思われま

③については該当しません。

④については、本人の従事日数は200日程度であります。補完的に息子さんも手伝われており、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題はないと思われま

⑤については、取得前の耕作面積が7,049平方メートルで、下限面積をクリアし

⑥については、該当しません。

⑦については、問題がないと思われま

以上で説明を終わります。

会 長 現地調査を行ってありますので、●番の●●委員から説明をお願いいたします。

●番 ●番委員の●●です。先月の3月27日に、会長、●委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。今回、申請されている農地は、●●区内の●●にある農地1筆です。今回の申請農地は、宅地造成を計画されている農地に隣接しているため、造成計画はありますが、土砂の流出を防ぐため擁壁を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま、●●委員から現地調査の報告。また、●●委員から、農地法第3条第2項、各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。

それでは、採決を行います。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。よって、番号4番については、原案どおり許可することと決定をいたします。

続きまして、番号5について審議をしたいと思います。●番委員の●●委員から説明をお願いいたします。

●番 ●委員の●●です。番号5について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 申請土地の位置の説明を事務局をお願いいたします。

事務局 それでは説明いたします。地図につきましては、7ページに添付しておりますが、

前のスクリーンで説明いたします。画面の左側に●●、それから●●がございます。今回の申請地は、●●を北のほうに進んでいただきまして、●●を南に入っておりますと、上に登ったところに1筆、それから、●●の横に1筆、それから、こちらの坂をおりていったところの4筆、計6筆となっております。

場所の説明は以上です。

会長 続きまして、●●委員から農地法上の問題がないかの説明をお願いいたします。
●番 ●番委員の●●です。それでは、農地の所有権移転（有償）について農地法上の問題がないか、説明いたします。譲受人である●●さんは、新規就農者として●●地区で農業を頑張っておられます。今回の申請は、譲渡人である●●さんが高齢で農地の管理が難しいため、譲受人の●●さんに所有権移転をするものです。

契約の種類としましては、所有権移転（有償）です。移動の理由としましては、経営規模拡大です。申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクターを所有しておられ、ほかの農業機械の田植え機、コンバインはリースで利用されていますので、全ての農地を効率的に利用されると思われるため、問題ないと思われま。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は200日程度となっております、取得後に農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われま。

⑤については、取得後の耕作面積が2万6,887平方メートルで、下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われま。

以上で説明を終わります。

会長 これも現地調査を行っておりますので、●番委員の●●委員より説明をお願いいたします。

●番 ●番委員の●●です。先月の3月27日に会長、●●委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。今回、申請されている農地は、●●集落にある農地6筆で、田が4筆、畑が2筆です。現状としましては、農地は耕作されていない状況となっておりますが、譲受人である●●さんが、自分の住んでいる近くにある農地であるため、どうかしたいという思いで所有権移転されるものです。また、譲受人である●●さんは、新規就農者で、●●集落の人・農地プランにも地域の担い手として位置づけられるなど、農業を頑張っておられます。今回の申請地には、米、野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを御報告いたします。

会 長 ●●委員から現地調査の報告、また、●●委員から、農地法第3条第2項、各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。

なければ私から一つお尋ねしますが、現地調査のとき、●●さんについては、数年前に耕作放棄地解消事業というのに取り組んでおられて、その筆が荒れていたと指摘したのだけど、それについて何か対応されたのかどうか。

事務局 ただ今の会長の御質問ですけど、平成28年度に遊休農地となっているところを解消するというので、県のほうの支援を受けて解消事業をされております。

そこについては、竹が生えていた部分を刈り取っておられて、現在は苦竹がないような状態までにされていますが、そこは湿地帯でしたので、機械を借りて水はけがよくなるようにする必要があります。

このため、まだ耕起はされておられません。

県の耕作放棄地解消事業というのは、本来は解消して耕作することが条件でしたが、県のほうにお尋ねしましたら、とりあえずは荒れている状態をなくして、徐々に耕作できるようにしてくださいということでございましたので、その旨を本人に伝えております。今、会長が申された分については今後も随時監視していきたいと思っております。

以上です。

会 長 わかりました。委員さん方、何かほかにもこの件につきまして質問はありませんか。現地調査に行ってみましたところ、荒れているところでしたので大丈夫かなという気もあったのですが、本人が頑張られるということですので。

それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。よって、番号5番につきましては、原案どおり許可することと決定をいたします。

続きまして、議案第2号「農地法第4条許可申請書審議」について を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、資料8ページをお願いいたします。議案第2号「農地法第4条許可申請書審議について」、農地法第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めます。平成30年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名でございます。

以上です。

会 長 ありがとうございます。それでは、9ページをお願いします。9ページです。議案第2号、農地法第4条許可申請書審議調書番号1番について審議したいと思ひ

ます。●番委員の●●委員より説明をお願いいたします。

●番 ●番委員の●●です。議案第2号、農地法4条の規定による許可申請審議調書番号1番について説明いたします。

(申請人・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由契約の種類を読み上げ)

会 長 事務局から申請地の位置の説明をお願いいたします。

事務局 それでは説明いたします。地図につきましては、10ページに添付しておりますが、前のスクリーンのほうで説明いたします。画面の左側のほうから●●集落のほうに向かっていきますけども、こちらに●●が通っております。

左手の●●沿いに●●がございまして、こちらを過ぎて左に上がられまして、●●集落のほうに向かう道の右側に今回の申請地がございまして、場所の説明は以上です。

会 長 それでは、転用申請に係る可否の判定につきまして説明をお願いいたします。

●番 ●番委員の●●です。それでは、説明します。今回の申請者は、●●に住んでおられる●●さんです。●●さんは、現在、●●に住んでおられますが、相続されている農地のほとんどが●●地区にあるため、●●集落の宅地に農業用倉庫を建てて利用されていましたが、既存の農業用倉庫が手狭になったため、隣接する農地に農業用倉庫を増設するための転用申請です。今回の申請地には、申請者が既に農業用機械の車庫を増設していますが、それについては深く反省され、始末書の提出がなされています。転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断をごらんください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、良好な営農条件を備えているとは言えません。そのため、農地法第4条第6項の第1号のイ及びロには該当しません。

②については、今回の事業達成のためにかわる土地はありません。

③については、事業計画、資金計画が添付されており、事業の実現性についても問題がないと思われまます。

④については、若干の造成計画はありますが、敷砂利程度であるため、土砂の流失・崩壊など隣接する農地または農業用施設の機能に支障を及ぼすおそれはないと思われまます。

⑤については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 これも現地調査を行ってありますので、●番委員の●●委員より説明をお願いい

たします。

●番 ●番委員の●●です。先月の3月27日に会長、●●委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い土地であるため、良好な営農条件を整えているとは言えません。また、今回の申請は農業倉庫への転用ということですが、申請地は●●集落から●●集落へ向かう道路に面している農地であるため、周囲の農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま、●番委員の●●委員から現地調査の報告、また、●番委員の●●委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号について問題はないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。どうぞ、●●委員。

●番 私も一緒に現地調査を行ったのですが、生産性の低い土地とはいえ、無断で転用されていて、車庫として利用されておるということで、始末書を出されています。こういうことがないように、我々としても常々気をつけないといかんとお思いますので、皆さん方も、いろいろ気づかれることがあった場合や、無断転用の場合は、即刻、農業委員会に相談いただければと思います。

会 長 ほかにございませんか。
ないようですので、当農業委員会としましては、「許可相当」という意見をつけて、県に送付したいというふうに思います。
続きまして、番号2番について審議を行いたいと思います。●番委員の●●委員より説明をお願いいたします。

●番 ●番委員の●●です。番号2番について説明いたします。
(申請人・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由契約の種類を読み上げ)

会 長 申請地の位置の事務局から説明してください。
事務局 説明いたします。地図につきましては、11ページに添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。画面の中央を下から上にかけて●●が通っております。画面の右側、右下に●●が見えていますけど、今回の申請地につきましては、この●●を、●●集落のほうに進んでいきましたところの右手側の1筆となっております。
場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、●●委員に説明をお願いいたします。

●番 ●番委員の●●です。それでは、説明いたします。今回の申請者は、●●集落に住

んでおられる●●さんが、農地の管理が難しいということで、山林にするための転用申請です。今回の転用申請の理由としまして、山林と隣接している農地であるため日当たりが悪く、また、イノシシの被害が発生するなど作物を作付しても収穫のできないほど耕作条件が悪い状況であります。このため、山林に転用したいということで、今回の申請となったところです。転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明いたします。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断をごらんください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、良好な営農条件を備えているとは言えません。このため、農地法第4条第6項の第1号のイ及びロには該当しません。

②については、今回の事業達成のためにかわる土地はありません。

③については、事業計画、資金計画が添付されており、事業の実現性についても問題ないと思われまます。

④については、転用目的が山林であるため、造成計画はなく、土砂の流失・崩壊など隣接する農地または農業用施設の機能に支障を及ぼすおそれはないと思われまます。

⑤については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上で説明を終わります。

会 長 これも現地調査を行ってありますので、●番委員の●●委員より説明をお願いいたします。

●番 先月の3月27日に会長、●●委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、良好な営農条件を備えているとは言えません。また、今回の申請は山林への転用ということですが、周辺は山林でありまして、転用による周囲の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ●●委員から現地調査の報告。また、●●委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号について問題はないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。●番●●委員。

●番 今度山林に転用されるということですが、先ほどの説明で隣接とありました。それが全部囲まれているか、それとも隣接だけの土地かをちょっとお尋ねしたいと思います。

事務局 画面が広域過ぎてわかりづらいのですが、この辺ずっと山林で、もともと山合いに面したところの土地ですので、山林に囲まれている状態です。なので、今

回、山にされて営農上の支障とかはないというふうに認識しています。

●番 わかりました。

会 長 どうぞ。

事務局 すみません、山林に転用する場合は間に農地を挟んでいたら、許可になりません。最終的には県の許可になりますけども、山林に転用する場合は山からつながっていないと許可されません。

今回の申請地は、ごらんのとおり山林がずっと続いているところです。

会 長 ほかにありませんか。

ないようですので、番号2番につきまして、当農業委員会としましては、「許可相当」という意見をつけて県のほうに送付いたします。

続きまして、議案第3号「農地法第5条許可申請書審議について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局長 資料12ページをお願いいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請書審議について」、農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。平成30年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 ありがとうございます。それでは、13ページをお願いします。13ページです。議案第3号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1番についてを審議したいと思います。●番委員の●●委員から説明をお願いいたします。

●番 ●番委員の●●です。それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議調書番号1について説明いたします。

(申請人・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由契約の種類を読み上げ)

会 長 事務局から申請地の位置の説明をお願いいたします。

事務局 それでは説明いたします。地図については、14ページに添付しております。

位置については、先ほどの3条のときに説明しましたので、詳しい内容は割愛させていただきます。先ほどの3条で申請された農地に隣接している農地、500平方メートルです。

会 長 位置についてはいいですね。

続きまして、転用申請に係る可否の判定について、●番の●●委員から説明をお願いいたします。

●番 ●番委員の●●です。それでは、説明します。今回の申請は、申請者である●●さんが個人住宅を建設するために転用するものです。転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。それでは、

お手元のラミネート資料の転用申請に係る可否の判断をごらんください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地であるため、第 1 種農地に該当すると思われませんが、運用規定第 2 の 1 の (1) のオの (ア) の a の (b) の申請に係る農地、おおむね 500 メートル以内に庁舎役場があるため、第 2 種農地と区分され、良好な農業状況を備えているとは言えません。

②については、今回の事業達成のためにかわる土地はありません。

③については、資金計画、残高証明書とも添付されており、事業の実現性については問題ないと思われします。

④については、造成地計画はありますが、土砂流出防止策を講じてあるため、隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。

⑤については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 これも現地調査を行ってありますので、●●委員から説明をお願いいたします。

●番 ●番委員の●●です。先月の 3 月 27 日に会長、●●委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は、●●集落内の●●付近にある農地で、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域に接続するため、農地区分としては第 1 種農地に該当すると思われしますが、申請地に係る農地からおおむね 500 メートル以内に役場庁舎があり、第 2 種農地に区分されるため、転用可能と思われします。今回の転用申請では造成計画がされていますが、擁壁で土砂流出対策を講じてあるため、土砂の流出、損壊など、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、●●委員から現地調査の報告、また、●●委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第 4 条第 6 項の各号には該当しないと説明がありました。質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。●番、●●委員。

●番 この土地の行政区はどうなっているのですか。

事務局 大字は●●ですけど、区長さんのほうに確認したところ、●●のほうで、公役とか水管理のほうはされているということでした。このため、転用の排水同意については、水利権者の方が同意をするということで、各地域の区長さんに同意をもらいます。そういったことで、行政区については●●と考えております。

事務局 今回の質問は、管理するところという話ですか。

●番 いや、最初に私が地元ということで相談がありました。そしたら、●●の区長さんが「うちのところで管理しとるから」というお話でした。

今回の申請地は、字境といいますか、地番は●●だと思うので。

●●の区長さんと●●の区長さんの話し合いがきちんとできていると良いと思います。今後のこともあるから、一応確認のためにお聞きしています。

事務局

今、●●委員さんがおっしゃいますように、ここは●●の管理区域です。

この●●が全て管理することはちょっとできませんので、それぞれの集落で管理をしていただいています。この字については、今説明していますように、●●ですけれども、●●の皆さんが全部されるかということそうじゃなくて、その周辺の集落で管理しておられます。今回については、たまたま●●の管理地ということで、●●の区長さんに排水同意をしていただいています。農業委員さんにつきましても、どちらの守備範囲なのかということですが、なかなか判断がつかなかったため、今回については、私たち事務局が勝手ながら、この申請されている方の関係で、●●委員にお願いをしているところです。

以上でございます。

会 長

よろしいですね。ほかに発言はありませんか。

ないようですので、当農業委員会としましては「許可相当」の意見をつけて県のほうに送付をいたします。

続きまして、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」を議題といたします。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局長

資料の15ページをお願いいたします。議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問がありましたので、意見の決定を求めるものでございます。平成30年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名でございます。

16ページをお願いいたします。甲佐町長からの諮問文です。

甲農第2911号、平成30年3月27日付、甲佐町農業委員会会長宛て、甲佐町長、奥名克美。「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（諮問）」、農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問しますというところでございます。

17ページをお願いいたします。農用地利用集積計画総括表、平成30年度第1回です。今回の利用権の設定につきましては、賃借権の新規3年の田が6筆で8,597平方メートル、6年の田が7筆の3,102平方メートル、10年の田が10筆で7,575平方メートル、同じく10年の畑が2筆で2,044平方メートルとなっており、賃借権の新規の計としましては、田が23筆で1万9,274平方メートル、畑が2筆で2,044平方メートルとなります。使用賃借権につきましては、10年の田が2筆の993平方

メートルです。このため、今回の利用権設定の合計としましては、田が 25 筆で 2 万 267 平方メートル、畑が 2 筆の 2,044 平方メートルとなります。そのほか、所有権移転の田が 8 筆で 3,270 平方メートルとなっております。委員の皆様には審議していただきますのは新規の案件となります。詳細につきましては事務局のほうから説明をいたします。

会 長 それでは、18ページの議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画について」を議題といたします。番号 1 番と 2 番につきましては、相手方が同一ですので、一緒に審議をしたいと思っております。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは説明します。議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、番号 1、番号 2 について説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借の開始、終了・貸付年数・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明をいたします。地図につきましては、19 ページに添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。まず、画面の左上に●●の集落、右上に●●の集落がございます。真ん中に●●が走っております。この●●を北に進んでいただきまして、●●のところから左に入っていただきまして、●●を過ぎました、こちらの 4 筆、上の 3 筆が●●さん、下の 1 筆が●●さんの所有する農地となっております。

場所の説明は以上です。

会 長 相手方の状況もお願いします。

事務局 相手方の状況について説明いたします。番号 1、番号 2 の相手方である●●さんは、●●集落の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、米、麦、大豆を栽培されています。今回の申請地にも米の計画をされており、集積後は効率よく利用できると思われまます。

会 長 ただいま事務局から、番号 1 番、2 番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。

それでは、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号 1 番、2 番につきましては、原案どおり承認をいたします。

続きまして、番号 3 番について審議をしたいと思っておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、番号 3 について説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借の開始、終了・貸付年数・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 位置の説明をお願いします。

事務局 続きまして、申請地の位置の説明をいたします。地図につきましては、20ページに添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。まず、画面左下に●●が走っております。こちらが●●となっております。この●●の南側に1筆、それから、画面中央に●●が走っておりまして、●●を西に進んでいただきまして、合流する●●を北に進んでいただきました、こちらの1筆、計2筆となっております。場所の説明は以上です。

会 長 相手方の説明をお願いします。

事務局 次に、相手方の状況について説明いたします。番号3の相手方である●●さんは、●●集落の人・農地プランにも位置づけられ、集落の中心経営体として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、米、WCS用イネの栽培をされています。今回の申請地には米の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われ

ます。
以上です。

会 長 ただいま、事務局から番号3番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。

質問がないようございますので、それでは、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番につきましては原案どおり承認をいたします。

続きまして、番号4番について審議をしたいと思いますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、番号4について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借の開始、終了・貸付年数・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。地図につきましては、21ページに添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。画面の中央に●●が走っております。画面の下が●●になっております。今回の申請地は、●●のガソリンスタンドから北に200メートルほど進んでいただいた右側にあります、こちらの1筆となっております。

場所の説明は以上です。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号4の相手方である●●さんは、

認定農業者で●●集落の人・農地プランにも位置づけられ、中心経営体として農業を頑張っておられます。主たる営農の内容は●●経営で、水田にはWCS用イネ、米、飼料作物を栽培されています。今回の申請地にも、米、飼料作物の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長 事務局から番号4番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

質問がないようでございますので、それでは、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号4番につきましては原案どおり承認をいたします。

それでは、引き続き審議をしたいと思いますが、番号5番、6番につきましては相手方が同一でありますので、一緒に審議をしたいと思えます。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借の開始、終了・貸付年数・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 申請地の位置、それから相手方、続けて説明してください。

事務局 説明いたします。地図につきましては、22ページ、23ページに添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。まず、●●さんの申請土地になりますが、画面の中央に●●が走っております。今回の申請土地は、●●いの、こちらの4筆、それから、●●が通っていますがこの沿線2筆の計6筆となっております。

続いて、23ページになりますけれども、こちらが●●の●●さんの農地になりますが、画面の中央に●●が走っております。上に●●がございまして、この南側が申請地の1筆となっております。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号5、番号6の相手方である●●●●さんは認定農業者で、●●集落、●●集落の人・農地プランにも位置づけられ、中心的経営体として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、米、麦、大豆を栽培されています。今回の申請地にも米、麦、大豆の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長 事務局から番号5、番号6について説明がありました。これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。●●番、●●委員。

●●番 ●●さんは、年齢が●●、貸借の期間が10年ということですが、●●歳近くなら

れますが、後継者がいるのかなと思ひまして。

会 長 答えてください。

事務局 ●●さんには息子さんがいらっしゃいます。今後において、●●さんが農業経営ができなくなられたときは、その息子さんが農業を受け継がれると思います。現在も手伝っていらっしゃるということですので、そう認識しております。

会 長 ほかにありませんか。●●委員。

推進委員 地図を見えていますけれど、1枚1枚がここらは狭いところじゃないですか。借地なされた方は畦をなくしてから管理されるのですか。それとも、やっぱり1畝か2畝ずつを管理されるのですか。

事務局 今、●●委員さんがおっしゃいましたように、狭いというと失礼なのですが、ちょっと狭いところがありますが、現在は畔倒しをされているところもあれば、畔倒しをまだされていないところもある。これは、将来の話ではあるのですが、中山間地域の総合整備事業というのがあって、この地域で圃場整備しようかなという動きも進んでおります。できられば、圃場整備をされると農地としては、今持っておられる面積から、道とか水路をつくりますので減りますが、農地の管理はしやすくなると思います。

現在でも、●●さんについては自分で機械を持っておられますので、畔倒しは自分でされています。

会 長 ほかにありませんか。

質問はないようでございます。それでは、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号5、番号6については原案どおり承認をいたします。

続きまして、番号7につきまして審議をしたいと思ひますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、番号7について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借の開始、終了・貸付年数・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。地図につきましては、24ページに添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。画面の中央を走っておりますのが●●となっております。こちらに入っていきますと、●●の駐車場があるところになります。今回の申請農地は、●●と●●の間にあります、こちらの2筆となっております。

場所の説明は以上です。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号7の相手方である●●さんは新規就農者で、●●集落の人・農地プランにも位置づけられ、中心経営体として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、米、ニラ、クリを栽培されています。今回の申請地にもクリの栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

以上です。

会長 事務局から番号7について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

質問はないようでございます。それでは、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号7番については、原案どおり承認をいたします。

それでは、引き続き審議をしたいと思います。25ページをお願いします。番号8番から10までにつきましては相手方が同一ですので、一緒に審議をしたいと思います。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、番号8番から番号10番について説明いたします。この案件につきましては、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りになります。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借の開始、終了・貸付年数・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会長 農地の説明と相手方を続けて説明をお願いします。

事務局 申請地の位置の説明をいたします。地図につきましては、26ページに添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。まず、画面右側に●●がございます。

●●を北側に進みますと、こちらに3筆がございます。右側から、●●さん、真ん中が●●さん、一番左が●●さんの農地となっております。

続きまして、地図の右下のほうになりますけれども、●●がかかっておりまして、この●●の下●●を進んだ、こちらの1筆となっております。こちらが●●さんの農地となっております。

場所の説明は以上です。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号8番から番号10番の相手方である●●は、認定農業者で、●●集落の人・農地プランにも位置づけられ、中心経営体として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、米、麦、大豆を栽培されています。今回の申請地にも米、麦、大豆の栽培を計画されており、集積後は効

率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長 事務局から8番から10番までの説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。●番委員。

●番 このお三方は、全部●●の方で、それぞれ高齢なり、あるいは女性ということで、●●でつくられるということは、非常にいいと思います。今まではどんな感じでしたか、わかれば教えてください。

事務局 8番、9番の●●さんと●●さんは、それぞれ自作でされていて、●●さんにつきましては、今回の申請人と違う方に貸されていました。

今回、相手方と合意解約されて、今回の●●に貸される予定です。

事務局 こここの地図を見てください。この圃場は畔倒をしてあるのですが、間の一枚はされていませんが、今回、申請人が畔倒して耕作したが効率的ということで、地主さんの方をお願いされて、今回申請が上がってきたところです。

会 長 どうぞ。

推進委員 聞きたかったのは、今、されている畦倒しのことです。ここは、苗床なので狭いのですよね。コンバインで刈り取りする際は、非常に苦労しています。

だから、畦を倒して一枚の田んぼにしなかったら、まず効率は上がりません。

そういう場所ですので、畔倒しの計画があるのかどうか聞きたかったのです。

私たちの地区でも同様の圃場があって、仕事にならないのですよ。

事務局 畦倒しの件については、皆さん御存じのように、代表者である●●さんが御病氣中ということで、役員の方で●●さんとか、●●さん、それと●●さんたちで話をされて、今、●●推進委員さんおっしゃいますように、非常に耕作しにくいということで、畔倒しをされています。

本来なら、会議等で諮ってからすべきだろうと思いますけども、管理をちゃんとしたいということで、今、されているそうです。

甲佐町では、地籍調査が終わっていますので、最終的に畦がまた必要ということであれば、税務課に座標値の記録は保存していますので、それで復元できますので、畔倒しをして耕作されても問題はないという状況です。

会 長 ほかにありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、8番から10番については、原案どおり承認をいたします。

続きまして、11番から13番について、相手方が同一ですので、一緒に審議をし

たいと思います。それでは、説明をお願いしたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第31条、また甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項について議事に参与することはできないとあります。この案件の相手方は農業委員の●●さんですので、このため、●●委員は審議が終わるまで退席をお願いいたします。

(福永委員退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、番号11番から番号13番について説明いたします。この案件につきましても、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りになります。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借の開始、終了・貸付年数・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会長
事務局

それでは、位置の説明と譲受人の状況について説明をお願いします。

申請地の説明をいたします。地図につきましては、27ページ、28ページに添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。まず、画面の中央に●●が走っております。それに交差して、●●が通っていますが、この交差点から100メートルほど進んでいただいた左側にある1筆が●●さんの農地となっております。

それから、北側のほうに直進していただきまして、川沿いにあるこちらの2筆、画面に向かって左側が●●さんの農地、右側が●●さんの農地となっております。

続いて、28ページをお願いいたします。スクリーンで説明いたしますけれども、画面の中央に●●が走っています。こちらが●●になります。下に●●がございまして、●●のほうに進んでいただきました、こちらの4筆となっております。こちらが●●さんの農地の位置となっております。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号11から番号13の相手方である●●さんは認定農業者で、●●集落の人・農地プランにも位置づけられ、中心経営体として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、●●経営で米、WCS用イネ、飼料作物を栽培されています。今回の申請地にも米、WCS用イネ、飼料作物の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

以上です。

会長

ただいま事務局から番号11番から13番までの説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

質問はないようでございますので、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号 11 番から 13 番については、原案どおり承認をいたします。

●●委員の入室を認めます。

(●●委員入室)

続きまして、29 ページをお願いします。29 ページです。それでは、番号 14 番から 16 番については、相手方が同一なので、一緒に審議をしたいと思います。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、番号14から番号16について説明いたします。この案件につきましては、農地中間管理機構の特例事業で、農業公社を活用した農業経営基盤強化法に基づく農地の売買になります。所有権を有する●●さん、●●さん、●●さんの農地を、熊本県農業公社が一旦購入し、その後、農地を取得したい方を農業公社が募集し、要件に見合った農業者へ売り渡す制度です。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借の開始、終了・貸付年数・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長

位置の説明をお願いします。

事務局

地図につきましては、30ページに添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。画面の中央に●●が通っております。こちらに●●がございます。

この、●●沿いの、こちらの2筆が●●さんの農地となっています。

その上を走っております●●沿いにあります、こちらの●●さんの農地となっております。

続いて、●●を●●のほうに進んでいただきました●●から●●に上がっていただきました、こちらの3筆、左側の2筆が●●さんの農地、右側が●●さんの農地となっています。さらに、100メートルほど進んでいただきますと、●●さんの農地が2筆ございます。

場所の説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から番号14番から16番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

質問はないようでございます。それでは、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、原案どおり承認をいたします。

続きまして、議案第5号「甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

31ページをお願いいたします。議案第5号「甲佐町農業委員会業務スケジュール

(案)について」、甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)を別紙のとおり作成したいので、意見の決定を求めるものでございます。平成30年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 それでは、議案第5号「甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)について」事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 お疲れのところですが、32ページをお願いいたします。甲佐町農業委員会の業務スケジュール(案)ということで、平成30年度の業務スケジュールです。

冒頭で会長の御挨拶もありましたけれども、皆さん方の最後の年ということでございますので、より一層の充実のために案を練っておりますので、後で忌憚のない御意見を拝聴したいと思います。

まず、一般事務でございますけれども、定例会です。原則として月1回の年12回を予定しております。

それと、先ほど申し上げましたように、皆さん方は今年度で最後ということでございますので、11月ごろから農業委員と最適化推進委員さんの推薦あるいは公募を始めるという計画でございます。

12月までの1カ月間期間をとって締め切りをすることになると思います。

1月になりまして、その候補者の皆さんを、町で評価委員会をつくっておりますので、その評価委員会にかけて、その後、町長へ案として報告する計画です。

その後、町の議会は3月ですけども、2月に農業委員さんの任命案件について議会へ提出をしようと考えております。

最適化推進委員さんにつきましては、農業委員会会長、それと職務代理者、各3部会の部会長さん、それに事務局長の6人で選定して、候補者として、次の新しい農業委員さんに引き渡すということになります。

その後、平成32年の4月1日に、臨時の農業委員会総会が開かれると思います。

その時、新しい農業委員会の会長さん、あるいは職務代理者が決まるとは思います。が、評価委員会を開いて最適化推進委員のについて評価して、その後10日に第1回目の定例会、そこで最適化推進委員さんの委嘱についてということで議案をかけていただいて、その後、委嘱をするという流れになろうかと思えます。

次に、農地法関係ですけども、これは、3条、4条、5条、の審議ですが、これにつきましては申請書に基づき1年間通してやって行く計画です。

それと、あっせん、調停、紛争で必要な場合については、皆さんの御支援をいただいで解決をするように考えているところでございます。

あと右側の部分がちょっと黒く色をつけているところですが、その下に農家基本

台帳の整理とあります。

これは、皆さん方が今、3条申請や基盤強化申請を審議していただいて、許可された分を農家台帳に整理していくということで、これについては随時やっていくということでございます。

その右側の方が、農業委員さんの役割ということで、農地の権利移動、農地転用等の現地確認や定例会での審議ということになります。農地利用最適化推進委員さんの業務としては、担当地域における活動の報告、そのほか定例会で意見を出してもらうということになります。

右のほうが事務局ですけども、農地法関係書類の受け付けだったり、窓口で相談業務に当たったり、議案書の作成、それと申請内容の確認とか、あるいは報告をするということにしております。

その下ですけども、農地等の利用の最適化の推進ということで、昨年も皆さん方に御苦労いただいて、農地の利用状況調査、これは8月にさせていただきましたけれども、前回、事務局から説明があったと思いますけども、調査対象が2万1,649筆ということで、大体2万1,000筆ぐらいあると御記憶いただいていると思います。

それと、農地については1,627ヘクタールということでございます。

繰り返しになりますけども、その中で1号遊休農地。これが全体の大体6%。

この1号というのはすぐには農地には戻りにくい農地です。これが全体の6%ぐらいある。

次に、2号遊休農地が159ヘクタールということで、全体の約9%ぐらいです。

この2号遊休農地は、草が生えている程度で、現在は耕作がちょっとできていないような状況ということで、すぐ農地に復元できる農地です。

それと、これが一番問題なのですが、1号農地の中のB分類です。

これについては農振農用地以外の農地で、国の指導では非農地化しなければなりません、現在はまだ行っていませんが、この対象農地が5%程度あるということです。

その他、甲佐町には遊休農地と荒廃農地を合わせますと全体の20%ぐらいあると御記憶いただければと思います。

これを、また今年調査を8月に実施していただくことになります。

本町の農地の8割程度は耕作されていますが、これについては町で管理しております水田の農地の台帳だったり、あるいは中山間直接支払だったり、農地水だったり確認をいたします。

このため、残りの2割ぐらいを御苦労ですけども皆様に調査していただくことになります。その他、先ほど言いましたように非農地化すべき農地が5%ぐらいありまして、これについては外しますので、実際に調査をしていただくのは15%ぐらい

になると考えております。この5%については、主体的には農地管理部会の皆さんたちに現地調査をしていただき、その後審議していただいて、非農地化をしようという流れでございますけども、これは農地管理部会だけではなくて、農政対策部会とか営農対策部会の皆さんにも一緒にやっていただきたいと考えております。

今20%ぐらいあると申しましたけれども、この中でもう非農地化するようなB分類の部分については、意向調査はしておりません。その中の15%、1号のAとか2号の遊休農地ですけども、これについては意向調査を実施しましたけれども、この中の約半分ぐらい、56%は調査票を回収できました。

あとの残りについては、耕作者がわからなかったり農地の場所がわからなかったりしておりますけれど、大体半分ぐらい意向調査を終えていると御記憶をいただければと思います。

その回答の半分近く、4割が農地中間管理機構に貸したい、それと1割が担い手を譲りたい。10%です。それと、みずから耕作したい方が結構おられて、22%。これが主な結果です。これを足しますと、大体70%ぐらいです。

その他としましては、どうにもできない、道がないとかの理由でどうにもできない、また山林化してどうにもできないというところが約8%、回答がなかったのが16%ぐらいあると御記憶いただければと思います。

これについては、農地利用の最適化の推進ということで、8月から11月ぐらいにかけて皆さん方にお示しをしてやっていこうということでございます。

農地のパトロールについてですが、これについては、先ほど●●職務代理者のほうからありましたけれども、農業用倉庫が無断で建っていたとか。

その他、一番問題なのは、やっぱり墓です。

この墓につきましては、墓ができるとなかなかもとに戻すことができません。

職務代理者のほうからありましたように、そういう案件を見つけられましたら、事務局まで連絡していただいて、早急な対応に努めたいと考えております。

今年は、農地パトロールを夏にして、そのあと反省会をしたいと考えているところでございます。

それと、研修です。これについては、早速5月に全国農業委員会の会長大会等がございます。

また、6月には農地事務担当者の研修会、県農業会議総会及び会長・事務局長会議、7月には県の農業委員会の職員連絡協議会、8月には新任の農業委員さんとか最適化推進委員さんの合同会議があります。10月には農業委員の会長会議、事務局との合同研修会、それと11月に九州・沖縄ブロックの研修があります。

皆さん方は大体2月ぐらいに農業委員と最適化推進委員の研修が予定されますので、その節はまた御連絡しますので、参加のほどをよろしくお願ひしたいと

思います。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定というのは、今皆さん方が御審議いただいたとおりでございます。これを年間通してやっていくということでございます。

それと、農業者年金。昨年度は非常に推進委員さんに頑張っていただきまして、8件の候補者がおられまして、5件ほど加入されております。

これについても、引き続き加入推進を図っていこうと思いますので、推進委員さんだけではなくて、農業委員さん、あるいは最適化推進委員さんに御協力をいただいて、今は国民年金が非常に少なくなっております、プラス農業者年金というのも将来にわたっては必要になってくると思います。そういう話もしたいと思いますので、候補者がおられましたら御協力をよろしくお願いしたいと思います。

それと、次の人・農地プランですけれども、これについては、皆さん方に参加をお願いして参加していただいておりますけれども、大体11月ごろから、年が明けた1月ぐらいまで農政課のほうで開催を予定しておりますので、これに参加していただいて、農業委員さん、あるいは最適化推進委員さんが持つておられる知識をそこで出していただいて、困っておられる集落とか、農地をどうしようかということもあるかと思っておりますので、そこでちょっと意見の手助けをさせていただければというふうに考えていますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、今度、農地管理対策部会ですけれども、先ほど言いましたように、非農地化対策というのは、農地管理対策部会の方が一番主体になって行っていただきたいと思っております。この調査について、また5月から始めたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

そのほか、農地利用の集積・集約化、これについては国のほうが8割を担い手に集積するという目標があります。

このため、基盤強化の貸し借りの期限が来ます分については皆さん方に回っていただいて、譲受人あるいは借りられる人の合意をとっていただきたいと考えていますので、御協力をよろしくお願いしたいと思います。

それと、農政対策部会ですけれども農地管理対策部会と同じように、どういう作物を栽培するかの調査検討をお願いします。

また、甲佐町では適地適作ということでしておりますけれども、皆さん方のお知恵を絞っていただいて、甲佐町でもこういう作物を取り入れたらなということで、農業委員会では町のほうに建議、意見を出すことができますので、そういう農政対策部会でアイデア等がありましたら出していただいて、定例会にかけて、町に建議をするというふうなことも考えられます。そういうことも検討していただければと思います。

それと、営農対策部会ですけども、これについては、毎年していただいておりますけども、4月ぐらいに標準作業賃金を決定します。

これについては、後で決めていただきたいと思います。

最後ですけど、くれぐれも皆さん方をお願いしたいのは、今日出していただきました活動報告については、皆さん方に報酬を配分するにも、活動記録簿でしか判定ができませんので、活動記録を記入するのは大変ではありますけども、毎日毎日とは言いませんので1週間ぐらい思い起こしながら書いていただければと思います。

長くなりましたけども、以上でございます。何か御質問があれば、またお受けしたいと思います。以上でございます。

会 長 　　ただいま事務局から、甲佐町農業委員会業務スケジュール（案）について説明がありました。本年度は、先ほど私が挨拶の中で申しましたように、最終の年度となりますので、悔いの残らないような農業委員会活動を進めてまいりたいと思っております。具体的には、今、事務局のほうから申しましたように、定例会における農地移動の適正な審議、それから農地法に基づき担い手への農地利用集積それから集約化の推進、また、農業者の将来の生活設計に役立つような農業者年金への加入促進、その他、甲佐町の農業振興が図られるような各種会議等への参加、それから農業委員、それから最適化推進委員の資質の向上を目指した研修会等への参加を進めてまいります。

このスケジュール案につきまして、何か委員さん方から御意見等がありましたら御発言願えればと思います。よろしく願いいたします。何かありませんか。

それでは、意見がなければ、甲佐町農業委員会スケジュール（案）について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。それでは、原案どおり承認したいと思いますので、「(案)」を消していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、議案第6号「農地法第3条許可の取り下げについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 　　資料33ページをお願いいたします。議案第6号「農地法第3条許可の取り下げについて」、このことについて、別紙のとおり許可の取り下げ申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。平成30年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名でございます。

以上です。

会 長 　　ありがとうございました。それでは、議案第6号、農地法第3条許可の取り下げにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、説明いたします。今回の取り下げにつきましては、3月の9日付で農地法第3条第1項の所有権移転の許可を受けました●●さんと●●さんの農地の交換の許可についての取り下げでございます。取り下げの理由につきましては、34ページの取り下げ書に許可取り下げの理由が書いてあるのですけれども、3月の22日に●●さんの息子、●●さんが取り下げ書をお持ちいただきまして提出されたところ です。

 この農地の取り下げ申請については、●●さん、●●さん両方の合意のもと、取り下げ書を提出していただいと ところ です。

 以上です。

会 長 ただいま事務局から取り下げについての説明がありました。認知症なので確認ができないということで、認められないというようなこと ござい ます。何か御質問 ござい ましたらお受けいたします。●●委員。

推進委員 私も、認知症になる可能性があるのですけれども、法定代理人とか、そういうのを立てることはできなかったのですか。

事務局 法定代理人を立ててされるということで御相談に行かれたみたいですが、●●さんが、法定代理人をたてるとなると裁判所での手続きが必要で、そうなる と すごく長い期間も必要となり、費用もかさむので、御自身ではどうしてもできない というふうに言われております。今回、本人の強い希望もありまして、●●さん と の同意もありまして、取り下げをお願いしますということ です。

会 長 ほかに何か質問、ございませんか。

 質疑がなければ、農地法第3条許可取り下げについては申請のとおり取り下げる ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

 (賛成者挙手)

 全員賛成と認めます。それでは、原案どおり承認をいたします。

 以上で、議案のほうは全て終わりました。その他に入ります。事務局からお願い いたします。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

1 1 番

1 2 番